

新島村職員の募集について

新島村では、下記により職員の募集を行ないます。

1. 募集する職種および人員数
船員(甲板員・機関員) 若干名
2. 採用日 随時決定
3. 勤務場所 式根島 連絡船にしき
4. 応募及び受験資格
 - ① 令和8年10月1日現在で、海技士免状(航海)6級以上を有する者、又は海技士免状(機関)5級以上を有する者、若しくは、これらの資格を将来的に取得する意志がある者で、おおむね40歳未満の者で、なおかつ②の条件を満たす者であること
 - ② 心身共に健康で次のいずれにも該当しておらず、採用日から勤務可能な人
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人(※)
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 新島村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (6) 日本国籍を有しない者※ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。
 - ③ 普通自動車運転免許を取得している方
5. 募集期間
令和8年9月28日(月)から職員の採用が決定するまでの間
6. 応募方法
上記の期間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、新島村役場総務課窓口及び各支所で配布する「新島村職員採用選考試験申込書」(新島村ホームページからダウンロードしたものも可)に所定の事項を記入のうえ、必要な書類を添えて同窓口を持参若しくは下記まで郵送して下さい。
郵送の場合は封筒の表に朱書きで「受験申込」と記載し、簡易書留郵便で送付して下さい。普通郵便での事故については一切責任を負いません。(※メール添付やファックスによる申込みは不可)
※応募書類は、返却しません。
7. 選考方法
【一次試験】
書類選考
・提出書類による審査。
・一次試験は、書類選考のため、試験会場はありません。
※一次試験の結果については、一次試験受験者全員に郵送通知します。

【二次試験】 ※一次試験合格者に対して、次のとおり行います。
個別面接
日 時 : 応募者と調整のうえ決定。
場 所 : 新島村地内又はオンライン(Zoom)
8. 合格発表 受験者に対し、可否結果を郵送通知します。
※可否にかかわらず試験成績(得点及び順位)の発表・通知は行いません。(一次試験、二次試験、に共通。)
9. 受験申込書郵送先
〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号
新島村役場 総務課 職員採用担当者 宛
電話04992(5)0240
10. 職務内容問合せ先
新島村役場 式根島支所 連絡船にしき担当まで
電話04992(7)0004